

庶務諸給与事務

(5) 不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
<p>門真なみはや高等学校</p>	<p>下記について、特別休暇（親族の喪に服する場合）の対象とならないものを承認していた。</p> <table border="1" data-bbox="531 611 1445 753"> <thead> <tr> <th>続柄</th> <th>休暇承認日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者のおじ</td> <td>平成29年4月24日</td> </tr> </tbody> </table>	続柄	休暇承認日	配偶者のおじ	平成29年4月24日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】</b> (特別休暇)</p> <p>第15条 任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合人事委員会規則で定める期間</p> <p><b>【職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則】</b> (特別休暇)</p> <p>第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1629 1270 2294 1577"> <thead> <tr> <th>死亡した者</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父母、配偶者、子</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p> </div>	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日	<p>誤って承認した特別休暇については取り消し、年次休暇として処理を行った。</p> <p>今後は、特別休暇の承認処理を行う際は、関係規則等を確認し、適正な事務処理を行う。</p>
続柄	休暇承認日														
配偶者のおじ	平成29年4月24日														
死亡した者	日数														
父母、配偶者、子	7日														
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日														
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日														

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成31年2月6日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
平野高等学校	<p>下記について、特別休暇（親族の喪に服する場合）の対象とならないものを承認していた。</p> <table border="1" data-bbox="537 533 1383 680"> <tr> <td data-bbox="537 533 1095 604">続柄</td> <td data-bbox="1095 533 1383 604">休暇承認日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 604 1095 680">従弟</td> <td data-bbox="1095 604 1383 680">平成29年9月6日</td> </tr> </table>	続柄	休暇承認日	従弟	平成29年9月6日	<p>検出事項について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 （特別休暇）</p> <p>第15条 任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合人事委員会規則で定める期間</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則】 （特別休暇）</p> <p>第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1478 1083 2371 1325"> <thead> <tr> <th data-bbox="1478 1083 2208 1125">死亡した者</th> <th data-bbox="2208 1083 2371 1125">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1478 1125 2208 1163">父母、配偶者、子</td> <td data-bbox="2208 1125 2371 1163">7日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1478 1163 2208 1205">祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td data-bbox="2208 1163 2371 1205">3日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1478 1205 2208 1325">孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td> <td data-bbox="2208 1205 2371 1325">1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>（以下略）</p>	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日	<p>誤って承認した特別休暇については取り消し、年次休暇として処理を行った。</p> <p>今後は特別休暇の承認処理を行う際は、関係規則等を確認し、適正な事務処理を行う。</p>
続柄	休暇承認日														
従弟	平成29年9月6日														
死亡した者	日数														
父母、配偶者、子	7日														
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日														
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月8日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
思斉支援学校	<p>下記について、特別休暇（親族の喪に服する場合）の対象とならないものを承認していた。</p> <table border="1" data-bbox="371 552 1279 695"> <thead> <tr> <th data-bbox="371 552 973 619">続柄</th> <th data-bbox="985 552 1279 619">休暇承認日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="371 627 973 695">配偶者の伯母</td> <td data-bbox="985 627 1279 695">平成30年3月26日</td> </tr> </tbody> </table>	続柄	休暇承認日	配偶者の伯母	平成30年3月26日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 （特別休暇） 第15条 任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合人事委員会規則で定める期間</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則】 （特別休暇） 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1380 1173 2297 1415"> <thead> <tr> <th data-bbox="1380 1173 2128 1213">死亡した者</th> <th data-bbox="2139 1173 2297 1213">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1380 1222 2128 1255">父母、配偶者、子</td> <td data-bbox="2139 1222 2297 1255">7日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 1264 2128 1297">祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td data-bbox="2139 1264 2297 1297">3日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 1306 2128 1415">孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td> <td data-bbox="2139 1306 2297 1415">1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>（以下略）</p>	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日	<p>誤って承認した特別休暇については取り消し、年次休暇として処理を行った。      今後は、特別休暇の承認処理を行う際は、関係規則等を確認し、適正な事務処理を行う。</p>
続柄	休暇承認日														
配偶者の伯母	平成30年3月26日														
死亡した者	日数														
父母、配偶者、子	7日														
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日														
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月6日）